

一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令

[最終改正 令和 8. 3. 19 京都府警察本部訓令第 6 号]

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都府警察に勤務する一般職員（警察官以外の職員をいう。）の組織上の地位への昇任候補者を選抜するため必要な事項を定めるものとする。

(選抜の方法)

第 2 条 昇任候補者の選抜の方法は、競争試験によるものとする。ただし、警察本部長が職務の特殊性により特に指定した職及び競争試験によつても十分な競争者が得られないと認めた場合の昇任候補者の選抜は、選考によることができる。

2 事務主任、技術主任及び主査の職への昇任候補者の選抜は、前項の規定にかかわらず選考によるものとする。

3 第 1 項ただし書に規定する職その他選考について必要な事項は、別に定める。

(試験の種別)

第 3 条 前条第 1 項に規定する競争試験（以下「昇任試験」という。）の種別は、次の各号のとおりとし、その意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主任級昇任試験 京都府警察の組織の細目等に関する訓令（昭和42年京都府警察本部訓令第 1 号。以下「細目訓令」という。）に定める主任及びその相当職への昇任候補者を選抜するための試験をいう。
- (2) 係長級昇任試験 細目訓令に定める係長及びその相当職への昇任候補者を選抜するための試験をいう。
- (3) 補佐級昇任試験 細目訓令に定める課長補佐及びその相当職への昇任候補者を選抜するための試験をいう。

(準用規定)

第 4 条 警察官の昇任制度に関する訓令（平成 3 年京都府警察本部訓令第 16 号。以下「昇任制度訓令」という。）第 3 条、第 4 条、第 7 条、第 8 条、第 13 条、第 14 条、第 21 条及び第 26 条の規定は、この訓令に定める昇任試験について準用する。この場合において、昇任制度訓令第 13 条中「第 20 条」とあるのは「一般職員の昇任候補者の選抜に関する訓令第 9 条」と、昇任制度訓令第 14 条中「別記様式第 3 号」とあるのは「様式第 1 号」と、昇任制度訓令第 26 条中「合格（決定）取消通知書（別記様式第 4 号）」とあるのは「合格取消通知書（様式第 2 号）」と読み替えるものとする。

(受験資格)

第 5 条 昇任試験は、受けようとする昇任試験の日の前日（京都府警察昇任管理委員会が特に日を定めたときは、その日）において、次の表の左欄に掲げる昇任試験の種別の区分に従い、それぞれ同表の右欄に定める受験資格を有する者でなければ、受験することができない。

昇任試験の種別	受 験 資 格		
	在 級 年 数	健 康	懲 罰
主任級昇任試験	係員に 4 年（大学卒 2	次のいずれにも該当し	懲戒処分を受けた者

	年、短大卒（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）・高等専門学校卒3年）以上在級	ないこと。 (1) 休職又は療養を命じられている者  (2) 復職した日から6箇月を経過していない者	については、処分を受けた日から1年を経過していること。
係長級昇任試験	主任及びその相当職に在級4年（大学卒2年、短大卒（専門職大学前期課程を修了した場合を含む。）・高等専門学校卒3年）以上		
補佐級昇任試験	係長及びその相当職に在級4年以上		

2 前項に規定する在級年数には、国又は地方公共団体の職員であつた期間のうち、当該昇任試験の受験資格に相応する勤務歴であると京都府警察昇任管理委員会委員長が認める期間を含むものとする。

3 次の期間は、第1項に規定する在級年数に含まないものとする。

(1) 停職又は休職を命じられた期間

(2) 欠勤した期間

(3) 療養を命じられた期間、30日以上引き続いた病気休暇（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によるものを除く。）及び介護休暇の期間から、いずれも30日を減じた期間

（試験区分）

第6条 昇任試験は、一次試験及び二次試験とする。

（一次試験）

第7条 一次試験の試験科目及び試験時間は、次の表のとおりとし、筆答式の方法により行う。

試験科目	試験時間		
	主任級昇任試験	係長級昇任試験	補佐級昇任試験
論文	60分	70分	70分
法学	50	60	60
警察実務A	50	50	45
警察実務B	50	50	45

（二次試験）

第8条 二次試験は、一次試験に合格した者について行うものとする。

2 二次試験は、京都府警察昇任管理委員会副委員長、委員又は試験官が受験者に面接して、幹部としての素質、能力等を評価するものとする。

（試験科目等の変更）

第9条 京都府警察昇任管理委員会副委員長は、特に必要があると認めるときは、第7条に規定

する科目、試験時間等を変更して試験を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

この訓令は、昭和43年5月1日から施行する。

(様式省略)